

卷末資料

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念と責務（第 3 条―第 7 条）

第 3 章 共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

第 1 節 基本目標と施策の推進体制（第 8 条―第 11 条）

第 2 節 共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり（第 12 条―第 16 条）

第 3 節 障害者からの相談等（第 17 条―第 19 条）

第 4 章 補則（第 20 条）

附則

全ての人が、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、私たちのまち石巻は、障害を理由とするあらゆる不当な差別をなくし、個人の尊厳を損なうあらゆる行為を許さず、障害のある人もない人も、地域社会において互いに支え合い、共に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

そのため、私たちは、石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例を、ここに制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な障害者施策を総合的かつ計画的に進め、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において用いる用語の意義は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 6 5 号。以下「差別解消法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）において用いる用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 差別解消法第 2 条第 1 号に規定する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者（行政機関等を除く。）をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。

第 2 章 基本理念と責務

（基本理念）

第 3 条 障害を理由とする差別をなくす取組は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳（以下「個人の尊厳」という。）が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活をするかの選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが、障害に対する偏見又は障害への理解不足から生じていることを踏まえ、全ての事業者及び市民が障害に対する理解を深める必要があること。
- (5) 全ての人が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要があること。

（市の責務）

第 4 条 市は、障害への理解を深める取組の促進を図るとともに、障害を理由とする差別を解消し、

障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせるまちづくりのための障害者施策（以下「障害者施策」という。）を、総合的かつ計画的に実施するものとし、必要に応じ、事業者及び市民との連携に努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、障害への理解を深め、差別や偏見のない職場づくりのため、必要な取組を行うものとする。

2 事業者は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、障害に対する理解を深め、障害者への偏見をなくすとともに、障害の有無にかかわらず、現に助けを必要としている人がいるときは、相互に助け合い、必要な配慮に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

（障害者への差別等の禁止）

第7条 何人も、障害者への差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為をしてはならない。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（以下「意思の表明」という。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

第3章 共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

第1節 基本目標と施策の推進体制

（障害者施策の基本目標）

第8条 市は、障害者施策の実施に当たっては、次に掲げる基本目標を達成するよう努めなければならない。

- (1) 共に支え合う市民意識の醸成
- (2) 暮らしやすい福祉的支援体制の構築
- (3) 社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり
- (4) 地域社会で共生できる環境づくり
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくり

（障害者計画等の策定）

第9条 市は、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）を策定する。

（障害福祉推進委員会の設置）

第10条 市は、計画を策定し、推進するため、障害者基本法第36条第4項に規定する審議会及び差別解消法第17条第1項に規定する協議会として、石巻市障害福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（障害者施策の計画決定過程への参画）

第11条 市は、障害者施策の計画決定過程において、障害者からの意見を聴く機会を設けるものとする。

第2節 共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり

（共に生きる意識の醸成に向けた啓発活動等）

第12条 市は、市民が障害及び障害者への理解を深めることができるよう啓発活動を行うとともに、事業者や市民による自発的な研修その他の活動を支援し、地域社会において障害のある人もない人も共に生きる意識の醸成に努めるものとする。

（手話言語、点字、音声等による情報及び意思の疎通のための支援）

第13条 市は、情報及び意思の疎通への配慮が必要な障害者に対する取組として、手話言語、点字、

音声その他の手段による情報及び意思の疎通のための支援（以下「情報及び意思疎通支援」という。）の推進に努めるものとする。

- 2 市は、手話言語等の意思疎通手段の普及推進に努めるものとする。
- 3 事業者は、必要に応じ、情報及び意思疎通支援を行うよう努めるものとする。
- 4 市民は、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通による相互理解に努めるものとする。
（障害者の社会活動等への参加の機会の拡大と環境整備）

第14条 市は、障害者が地域社会で生活する上での制約や障害の特性を理解し、関係機関との連携により、障害者の社会活動やスポーツ・文化活動への参加の機会が拡大されるよう努めるものとする。

- 2 市は、障害者が社会参加する上で必要となる移動の手段、物理的環境の整備等に努めるものとする。

（障害者雇用の促進と就労定着への取組）

第15条 行政機関等及び事業者は、障害者の能力を正当に評価し、適当な雇用の機会を確保し、適正な雇用管理を行い、雇用の安定を図るよう努めるものとする。

- 2 市は、関係機関と連携し、障害者雇用の促進し、障害者の就労を定着させるための取組に努めるものとする。

（安心して暮らすための福祉的支援）

第16条 市は、後見的支援を要する障害者が、地域社会の中で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

- 2 市は、障害福祉サービスの提供及び地域生活支援事業を通じて、障害者の自立した生活のための支援に努めるものとする。
- 3 市は、前2項の規定によるほか、障害者の日常生活及び社会生活の安定に資する適切な福祉的支援に努めるものとする。

第3節 障害者からの相談等

（障害者からの相談等への対応）

第17条 障害者、その家族、後見人その他の関係者又は事業者（以下これらを「相談者」という。）は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

- 2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる対応を行う。
 - (1) 相談事案に対する助言、情報提供その他障害を理由とする差別の解消のために必要な支援
 - (2) 相談事案の当事者その他の関係者に対する事実の確認及び関係者間の調整
 - (3) 次項の規定による助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援

- 3 相談者は、前項第1号及び第2号の規定による市の対応によってもなお相談事案の解決が図られないときは、推進委員会に対し、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求めることができる（相談者が、当該事案に係る障害者以外の者である場合であって、当該助言又はあっせんを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかである場合を除く。）。

（助言又はあっせん）

第18条 推進委員会は、前条第3項に規定する求めがあった事案について、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんをすることができる。

- 2 推進委員会は、前項の助言又はあっせんを行うために必要と認めるときは、相談事案の当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第19条 推進委員会は、市長に対し、次のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

- (1) 推進委員会が、前条第1項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由なくその助言又はあっせん案を受諾しなかった者
 - (2) 推進委員会が、前条第2項の規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明若しくは資料提出をした者
- 2 市長は、推進委員会から前項の規定による求めがあった場合において、必要と認めるときは、当該求めに係る者に対し、当該事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第4章 補則

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

石巻市障害福祉推進委員会委員	勤務1日につき	9,500円	同
----------------	---------	--------	---

自立支援協議会からの提言書

サービス提供部会

(提言1)

教育と福祉のスムーズな連携を図るためのシステムづくりが必要である。

(提言の背景)

平成28年11月1日～平成28年11月25日の期間で、石巻市・女川町の支援学校、特別支援学級に通う児童、生徒及び保護者を対象に「児童の障害福祉サービスに関するニーズ査」アンケートを実施。児童のサービスに対して、福祉サービスの充足度や満足度、情報提供実態を把握し、見えてきた課題について検討を行ってきた。

内容としては、情報不足、サービス内容を知らない、どこに相談したら良いのかわからない現状が確認できた。アンケート結果から、学校、幼稚園、保育所等の機関に福祉サービスや相談支援の利用方法について周知を図っていく必要がある。

また、特別支援学級の方々はほとんど福祉サービスを知らない状況がある。特別支援学校に行かない場合、窓口の関わりを持たないまま成長し、在宅で過ごしながら親に何かあってから相談が発するケースが多くなってきている。

発達に課題のある児童への支援は、乳幼児から18歳に至るまでに保育所や幼稚園、学校との関わりが不可欠である。保護者も気づかない場合や、小学校に入学してから問題が明らかになることや、中学校で不応を起し不登校になることもある。

教育機関や福祉機関など多くの関係者が関わり、支援をしているが教育と福祉のつながりを作る難しさがある。

(提言2)

利用者本位のサービスを受けられるよう、移動支援事業の見直しを図り、ガイドラインを作成してほしい。

(提言の背景)

移動の課題は、震災関連の環境の変化や遠隔地により、事業所・家族・公共交通機関等の問題で本来の福祉サービス利用(送迎含む)が受けられない状況が生じている。プロジェクトとして北上・雄勝などの遠方の利用者が、家族送迎でなく、本来ある送迎サービスを受けられるように協議を図り、圏域の事業所が所有している車輛を利用し、事業所相互の利用者の送迎ができないかと課題に取り組んでいるところである。共同送迎加算支援や共同送迎の共通ルール(運営規定、要項)等を作成して頂きたいとの意見が多数ある。

(提言3)

人材育成開催費用と参加費を助成してほしい。

(提言の背景)

福祉を取り巻く環境の変化に伴い、福祉課題が多様化・複雑化している。福祉サービス利用者に、適切に対応し個々の課題を解決していくためには、より専門性の高い福祉人材の育成に向け取り組んでいくことが重要な課題となっている。自立支援協議会の人

材育成の取組として、圏域の事業所の職員を対象として、資質向上と事業所間の連携を目的とした「サービス管理責任者研修会」を実施。また、人材確保として今後進路を考えていく高校生・大学生・一般を対象に、障害福祉分野の仕事を職業選択の一つとして意識してもらうため「障がい福祉サービス事業所見学バスツアー」を開催し、圏域の障害福祉に触れてもらう機会を提供。今後も事業所間での職員交流など、積極的に新しい風を取り組もうとする姿勢が今の事業者には必要である。また、自身の支援を振り返る事や OJT が実施しにくい環境にあり、外部研修に参加することは、日々の実践を振り返り内省することを始め、様々な面でその意義は大きいと言える。

職員を孤立させることないメンタルケア、働きやすい職場環境整備が求められている。

相談支援部会

(提言4)

相談支援体制基盤を強化する必要がある。

(提言の背景)

現在、圏域には、8箇所の障害者相談支援事業所と被災障害者支援強化としての事業所が設置運営されているが、相談支援専門員の欠員事業所もあり、相談支援の基盤が強いとは言えない状況である。

新規相談ケースが増えている状況にあり、特に精神障害者の増加が顕著で、どの事業所も全く関わっていない人への相談支援や調整も多くなっている。引き続き被災障害者支援事業所の継続と地域生活支援拠点等の整備と合わせ、相談支援体制基盤を強化する必要がある。

※給付事業だけでは事業所が成り立たない単価設定の現状もある。障害者総合支援法は介護保険法の計画作成費に比べて、モニタリングの回数が少なく、新規・更新ともに介護保険法よりも報酬額が低い現状になっている。

(提言5)

ヘルパー不足を解消していただきたい。

(提言の背景)

障害のある人ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、在宅サービスの充実を図ることが重要である。石巻圏域における課題として、特に居宅介護事業所のヘルパー不足が顕著である。障害に対応できるヘルパーがいなかったり、精神障害のある方への対応が難しいことも要因の一つになっている。計画相談支援事業所として利用できる居宅介護事業所を探すことの困難さも出てきている。依頼があっても同行援護や行動援護の資格を持った人材が少なかったり、ヘルパー派遣の依頼が多い時間帯のヘルパーも不足しており、移動支援事業対応でも引き受けてくれる事業所が少ない状況である。

ヘルパー増員に向けて、同行援護及び移動支援の現状について当事者ご本人より、障害の特性やご自身の経験をお話しいただいたほか、ヘルパーのスキルアップ研修や居宅介護事業所の充実発展を図ることを目的に事業所間の連携及び情報交換を実施しているが、解決までに至っていない現状である。

また、収入面と勤務時間が一定でなく、急にキャンセルになる時もあるため、収入も

安定しないこともあげられる。ヘルパー不足のしわ寄せがきて、その分だけ一人当たりの仕事量も多くなっている。

利用者の障害程度に応じたサービスの提供体制を確保し、福祉人材確保施策や待遇改善につながる施策を講じ、社会福祉事業従事者が安心して働き続けられるとともに、労働が加重にならないよう国に対し適正な報酬単価等を設定するよう要望する。

石巻市障害福祉推進委員会経過

開催回数	開催日	会場等	内 容
第1回	平成29年5月22日(月) 14:00～16:00	石巻市役所 庁議室	【協議】 (1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定スケジュールについて (2) 障害福祉サービスに関するアンケート調査について 【報告】 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する石巻市職員等の対応要領について (2) 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例(仮称)について
第2回	平成29年8月29日(火)1 14:00～16:00	石巻市役所 第3・4委員会室	【計画の評価】 (1) 第3次障害者計画及び第4期障害福祉計画(現行計画)の実施状況について 【協議】 (1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本方針について 【報告】 (1) 障害福祉サービスに関するアンケート調査結果報告について
第3回	平成29年10月19日(木) 14:00～16:00	第2臨時会議室	【協議】 (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の骨子案について (2) 計画に係る目標値の設定について (3) 障害福祉のサービス・事業の見込量の推計と確保の方策について サービス基盤整備の計画について 【報告】 (1) 「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」の制定について
第4回	平成29年11月21日(火) 14:00～16:00	石巻市役所 庁議室	【協議】 (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の最終案について 【報告】 (1) 自立支援協議会からの提言書について (2) パブリックコメントの実施について
第5回	平成30年3月19日(月) 14:00～16:00	石巻市役所 庁議室	【協議】 (1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の最終確認について 【報告】 (1) 石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例の施行について

委員名簿

番号	氏名	推薦機関・団体名	委員の区分
1	芳賀 信幸	石巻専修大学	(1) 学識経験を有する者
2	鈴木 徳和	社会福祉法人 石巻祥心会	(2) 指定相談支援事業者
3	村上 仁	医療法人社団 健育会	
4	菅原 桂子	社会福祉法人 夢みの里	
5	千葉 和宏	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	(3) 障害者の権利擁護に関係する者
6	須田 幸子	宮城県立石巻支援学校	(4) 障害児教育に関係する者
7	小出 太	石巻市教育委員会	
8	井上 利枝	石巻市身体障害者福祉協会	(5) 福祉団体、障害者団体に関係する者
9	及川 ちえ子	石巻市手をつなぐ親の会	
10	笠神 勝男	石巻さくら福祉会	
11	高橋 博美	石巻重症心身障害児(者)を守る会	
12	佐藤 清壽	石巻市医師会	(6) 保健医療に関係する者
13	林 久善	石巻市民生委員・児童委員協議会	(7) 地域の支援組織に所属する者
14	加藤 久仁子	(公募委員)	(8) 障害福祉に関心を有する者で一般公募により選任されたもの
15	初貝 美佐	(公募委員)	
16	内海 公恵	石巻商工会議所	(9) 就労支援に関係する者
17	佐々木 靖	石巻公共職業安定所	
18	櫻井 禎	宮城県東部保健福祉事務所	(10) 関係行政機関の職員
19	久野 敏美	石巻市健康部健康推進課	(11) 市長が必要と認める者

平成30年3月1日現在

※委員長 芳賀 信幸 副委員長 林 久善

石巻市 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発行：平成30年3月

発行者：石巻市

編集：福祉部障害福祉課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話：0225-95-1111 FAX：0225-22-6610

E-Mail：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp/